

江差町と北海道教育大学函館校との相互協力に関する覚書

江差町と北海道教育大学函館校（以下「両者」という。）は、平成28年6月16日に締結した「江差町と国立大学法人北海道教育大学との相互協力に関する協定書」に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1条 両者は、次の事項について連携協力する。

- (1) 歴史・文化を生かしたまちづくりに関すること
- (2) 江差ソーシャルクリニック（SC）の運営・実施に関すること
- (3) 地域振興を担う人材の育成に関すること
- (4) 観光資源に関すること
- (5) 人的交流及び施設の相互利用に関すること
- (6) その他両者が必要と認めること

第2条 この覚書の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、両者のいずれから異議の申し出がない場合は、3年間ごとに自動的に更新される。

第3条 本覚書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、両者が協議の上、決定する。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年 6 月 16 日

江差町長

北海道教育大学函館校キャンパス長

照井 誉之介

後藤 泰宏